

第18回愛媛県障がい者スポーツ大会(個人競技)実施要綱

1 目的

障がいのある選手が、継続して行っているスポーツ活動の成果を発揮するとともに、県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。また、この大会での記録は第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌（きら）めきあおもり障スポ」における愛媛県代表選手選考の参考とする。

2 名称

第18回愛媛県障がい者スポーツ大会

3 主催

愛媛県、愛媛県障がい者スポーツ協会、愛媛県身体障害者団体連合会
特定非営利活動法人愛媛県知的障害者福祉協会、愛媛県手をつなぐ育成会
愛媛県精神障害者福祉社会連合会

4 競技運営主管団体

一般財団法人愛媛陸上競技協会、一般社団法人愛媛県水泳連盟
愛媛県アーチェリー協会、一般社団法人愛媛県卓球協会
公益財団法人愛媛県視覚障害者協会、愛媛県障害者フライングディスク協会
愛媛県ボッチャ協会、愛媛県ボウリング連盟、愛媛県パラスポーツ指導者協議会
愛媛県理学療法士会

5 実施競技・期日・場所

(1) 陸上競技、卓球、フライングディスク

期日：令和8年5月24日（日）

場所：愛媛県総合運動公園（松山市上野町乙46）

実施競技	会場名
陸上競技	愛媛県総合運動公園 ニンジニアスタジアム
卓球（一般卓球）	愛媛県総合運動公園 体育館
フライングディスク	愛媛県総合運動公園 球技場

(2) アーチェリー

期日：令和8年5月24日（日）

場所：サン・アビリティーズ今治 屋外射場（今治市喜田村2丁目1-10）

(3) 卓球（サウンドテーブルテニス（S T T））

期日：令和8年5月24日（日）

場所：愛媛県身体障がい者福祉センタースポーツ館（松山市道後町2丁目12番11号）

(4) ボッチャ

期日：令和8年5月30日（土）

場所：愛媛県身体障がい者福祉センタースポーツ館（松山市道後町2丁目12番11号）

(5) 水泳

期日：令和8年6月6日（土）

場所：アクアパレットまつやま（松山市市坪西町625-1）

(6) ボウリング

期日：令和8年6月13日（土）

場所：キスケK I T（松山市宮田町4）

6 出場資格（全国障害者スポーツ大会競技規則に準ずる）及び条件

出場選手は、次の全てを満たす者とする。

(1) 令和8年4月1日現在、13歳以上の身体障害者及び知的障害者及び精神障害者

(2) 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。

知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者、あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。療育手帳の交付を受けていない者は、大会参加時において、その取得の対象に準ずる障害のあることを証明する書類を提出できる者。

※次の内容の確認をもって、その取得の対象に準ずる障害の証明とする。

- a 児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定の写し
 - b 医師の診断書
 - c 在籍（在学、通所、入所）又は卒業（退所）先の所属長による証明

精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、障害者自立支援法施行規則（平成18年省令第19号）第36条の規定による自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者。

(3) 申込時において愛媛県内に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし、県内の施設や学校等に入所及び通所並びに通学している者は出場できるものとする。

(4) 各競技の出場区分に該当する者。 (別表1参照)

7 開閉会式

全体での開閉会式は行わない。

8 參加予定人員 計約3,760人

(1) 陸上競技、卓球（一般卓球）、フライングディスク
約3,200人 選手 1,500人

役員・ボランティア等 700人
介助者・引率・家族等 1,000人

(乙) ノーグエリー	選手	10人
約40人	役員・ボランティア等	20人
	介助者・引率・家族等	10人

(3) 卓球 (サウンドテーブルテニス (略称: S T T))	
約50人	選手 15人
	役員・ボランティア等 20人
	介助者・引率・家族等 15人

(4) ボッチャ 約90人	選手	30人
	役員・ボランティア等	30人
	会場者・引率・審査等	20人

(5) 水泳	介助者・引率・家族等	30人
約180人	選手	70人
	役員・ボランティア等	40人
	介助者・引率・家族等	70人

(6) ボウリング 約200人	選手	80人
	役員・ボランティア等	40人
	介助者・引率・家族等	80人

9 競技規則

適用する競技規則は、令和8年度に適用される全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定。以下「大会競技規則」という。）による。大会競技規則に定めがない場合は、陸上競技にあっては同年度の公益財団法人日本陸上競技連盟競技規則、水泳にあっては同年度の公益財団法人日本水

泳連盟競泳競技規則、アーチェリーにあっては同年度の公益社団法人全日本アーチェリー連盟競技規則、卓球にあっては同年度の公益財団法人日本卓球協会制定日本卓球ルール、ボッチャにあっては同年度の一般社団法人日本ボッチャ協会競技規則、ボウリングにあっては同年度の公益財団法人全日本ボウリング協会制定ボウリング競技規則による。

10 実施種目及び障害・年齢区分

各競技における実施種目及び障害区分は別表1のとおりとし、年齢区分の基準日は令和8年4月1日とする。

11 出場制限

各競技の出場制限は次のとおりとし、各区分において、1競技に出場可能とする。参加標準記録は設けない。

7競技、37種目

(1) 区分1：出場する選手は、2種目までの出場とする。ただし、リレー種目に出場する選手は3種目まで出場できるものとする。

水泳（10種目）

自由形（25m、50m）、背泳ぎ（25m、50m）、平泳ぎ（25m、50m）、バタフライ（25m、50m）、4×50mフリーリレー、4×50mメドレーリレー

(2) 区分2：出場する選手は、1種目までの出場とする。ただし、リレー種目に出場する選手は2種目まで出場できるものとする。

①陸上競技（15種目）

50m、100m、200m、400m、800m、1500m、スラローム、4×100mリレー、走高跳、立幅跳、走幅跳、砲丸投、ソフトボール投、ジャベリックスロー、ビーンバッグ投

②卓球（2種目）

一般卓球、サウンドテーブルテニス

③アーチェリー（4種目）

リカーブ（50m・30m、30m・30m）、コンパウンド（50m・30m、30m・30m）

④フライングディスク（4種目）

アキュラシー（ディスリート5、ディスリート7）、ディスタンス（座位、立位）

(3) 区分3

①ボッチャ（1種目）

②ボウリング（1種目）

12 競技運営

(1) 競技

① 原則として男女別とする。ボッチャにおいては運営上男女混合にすることがある。また、陸上競技及び水泳のリレー種目は、この限りでない。

② 別表1に定める年齢区分及び障害区分の両方が同一の区分（以下「同一区分」という。）の者毎に行うものとする。ただし、同一区分の出場選手が少ない等の理由により、これにより難い場合は、同一区分以外の者と同一組で競技させることがある。

③ 競技（卓球、ボッチャを除く。）は、組単位に1回の決勝競技のみとする。この場合において、1組の競技者数は8名を超えてはならない。

④ 卓球及びボッチャは、トーナメント方式により行う。ただし、出場選手が少ない場合はリーグ戦方式により行うことがある。

⑤ ぼうこう又は直腸機能障害以外の内部障害者は、指定する競技においてオーブン参加とする。

⑥ 陸上競技については、別表2の種目ごとに定める時間を経過した時点で、競技を中止するものとし、当該時間内にフィニッシュできなかつた選手は、失格とする。

- ⑦ 順位は、各組ごとに決定する。ただし、同一区分の出場選手が少なく、同一区分以外の者と同一組で競技した場合は、同一区分ごとに決定する。
 - ⑧ 陸上競技 4 × 100m リレー及び水泳のリレー種目に出場するチームについては、原則、同一所属内の選手で構成することとするが、チーム編成に困難をきたす場合は、主催者及び競技団体と協議の上、異なる所属の選手で構成することができる。ただし、オープン参加とする。
 - ⑨ 参加申込書の記載事項で競技参加上必要なことについて、理学療法士会より聞き取りを行うことがある。
- (2) 競技記録及び成績の発表等
- 競技記録及び成績は、各競技会場の所定の場所において、主催者が記録掲示板に掲示する。後日の問合せには、回答しない。
- (3) 抗議
- ① 競技上の抗議については、大会競技規則に定めるところによる。
 - ② 選手の出場資格、組合せ及び障害区分の適用については、抗議することができない。

13 表彰

- (1) リレー種目以外の種目
- 各組又は同一区分ごとに 1 位から 3 位までの選手にメダルを授与する。
- (2) リレー種目
- ① 優勝チームに優勝カップ等を授与する。
 - ② 1 位から 3 位までのチームの実際に競技を行った選手にメダルを授与する。

14 参加申込

- (1) 大会に出場しようとする者は、指定された期日までに別紙様式、またはえひめ電子申請システム（手のひら県庁）において申し込むこととする。
- (2) 参加申込に係る提出物等

	別紙様式での申込の場合	手のひら県庁での申込の場合
申込者	<ul style="list-style-type: none"> ○申込先（別記）に各様式を提出 ①様式第 1-1 号から 1-4 号 (陸上、アーチェリー、卓球、フライングディスク) ②様式第 2-1 号（ボウリング） ③様式第 3-1 号（水泳） ④様式第 4-1 号（ボッチャ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○フォームへ必要事項の入力 陸上、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、水泳、ボッチャ ※県のシステムに自動入力されます ※申込情報は所属先と共有します
申込先	<ul style="list-style-type: none"> ○個人を取りまとめて提出先に提出 ※データをメールで提出し、紙媒体の提出は不要。（PDF不可） ⑤①～④ ⑥様式第 1-5 号から第 1-15 号 (陸上、アーチェリー、卓球、フライングディスク) ⑦様式第 2-2 号から第 2-4 号 (ボウリング) ⑧様式第 3-2 号から第 3-6 号 (水泳) ⑨様式第 4-2 号から第 4-4 号 (ボッチャ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人を取りまとめて提出先に提出 ※データをメールで提出し、紙媒体の提出は不要。（PDF不可） ①様式第 1-5 ・ 13 ・ 14 号 (陸上、アーチェリー、卓球、フライングディスク) ②様式第 2-2 号 (ボウリング) ③様式第 3-2 ・ 5 号 (水泳) ④様式第 4-2 号 (ボッチャ)
提出先	○愛媛県障がい者スポーツ協会 データ⑤から⑨	○愛媛県障がい者スポーツ協会 データ①から④

※療育手帳の交付を受けていない者の証明書は、紙媒体で愛媛県障がい者スポーツ協会へ提出する。

(別記)

申込者所属	申込先
特別支援学校に在籍している生徒	各学校長
障がい者関係施設等を利用している者	各障がい者関係施設長等
上記以外の者	各市福祉事務所長又は各町長 (障がい者スポーツ担当課)

(3) 提出先 ※データをメールで提出し、紙媒体の提出は不要。(PDF不可)

・愛媛県障がい者スポーツ協会

TEL : 089-996-8115 E-mail : syo-suppo@ehime-swc.or.jp

(4) 参加申込後の変更の取扱い

参加申込後に申込内容を変更し、又は参加を取り消す場合には、福祉事務所長等は、主催者に対し文書により申し出るとともに、必要な書類を提出するものとする。

(5) 参加申込情報の共有

大会参加のために申し込まれた情報は、円滑な大会運営のために大会関係機関等と情報共有し、大会以外の目的には使用しない。

15 大会出場の決定

大会出場については、提出された参加申込書に基づき、主催者が資格及び条件審査のうえ決定する。

16 番号布（ゼッケン）

(1) 個人競技に出場する選手は、競技用の服装に必ず番号布を取り付けるものとする。ただし、水泳に出場する選手は、番号札をもって番号布に代える。

(2) 番号布（番号札を含む。）は、主催者が用意し配付する。

(3) 番号布の布地の色は、障害別に次のとおり色分けし、数字は黒色とする。これらは、大会競技規則に準ずる。

① 肢体不自由	白
② 視覚障害	薄緑
③ 聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	黄
④ 知的障害	桃
⑤ 内部障害（ぼうこう又は直腸機能障害）	水色
⑥ 内部障害（ぼうこう又は直腸機能障害以外）※オープン参加	水色（番号に下線）
⑦ 精神障害	薄茶

17 用具

用具の貸し出しありは行わないこととする。ただし、投てきの用具及びフライングディスク、ボウリング、ボッチャの用具についてはこれに該当しない。

(1) 陸上競技にあっては、車いすによる100m以上の競走競技の出場者は、ヘルメットを各自で用意し着用すること。

(2) 卓球の出場者は、ラケットを各自で用意すること。

(3) アーチェリーの出場者は、弓矢具及び防具を各自で用意すること。矢（アロー）には必ず規定のネームを記入すること。

(4) 水泳の出場者は、スイミングキャップを各自で用意し着用すること。

(5) 水泳の出場者で浮具（浮力を補助するためのスイミングヘルパー、アームヘルパーなどをいう。）を使用する者は、浮具を各自で用意すること。

(6) 視覚障がい者で、光を通さないアイマスクまたは光を通さないゴーグルの装着が必要な区分に出場する者は、各自で用意すること。

18 医療救護

選手及び観覧者等への医療救護のため、救護所を設置し、応急処置を行う。医師等が病院等への移送治療が必要と判断した場合、これ以降に要する経費は本人の負担とする。

19 荒天時等の取扱い

- (1) 原則、雨天決行する。
- (2) 荒天等により日程を変更（中止を含む。）する場合のみ、前日18時に愛媛県障がい者スポーツ協会のホームページに掲載する。以降の変更については、当日6時に決定し、愛媛県及び愛媛県障がい者スポーツ協会のホームページに掲載する。
- (3) 不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。

20 その他

- (1) 選手団の引率責任者は、参加者を安全に引率し、常に主催者と緊密な連絡をとり、円滑な大会運営に協力するものとする。
- (2) 選手及び支援者の昼食は各自で用意するものとする。
- (3) 本大会は環境配慮イベントとし、関係者は以下の点に十分配慮するものとする。
 - ① 発生したごみ、弁当がら等は、各所属の責任で持ち帰ること。
 - ② 車両を駐車している時は、アイドリングをしないこと。
- (4) 競技会場のうち競技フィールド、競技レーン及びプールサイドへの入場は、出場選手、役員及び出場選手の介助者に限定し、主催者の許可を得た者以外の者（応援者等）の入場は禁止する。
- (5) 主催者が発行する広報媒体において選手その他の参加者の映像、写真、競技記録及び名前等を掲載することがあるほか、大会当日は、テレビ・新聞等の報道機関関係者及び主催者が障がい者スポーツの振興に資するものと認めて撮影等を許可した団体関係者が来場し、選手その他の参加者の映像、写真、競技記録及び名前等が広報媒体に掲載されることがある。参加者はこのことをあらかじめ了承のうえで参加するものとする。
- (6) 本大会の成績は、第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌（きら）めきあおもり障スポ」の愛媛県代表選手選考資料とする。（リレーを除く。）
- (7) 全国障害者スポーツ大会では、愛媛県選手団として5泊6日の同一日程での行動となる。開催地（青森県）までの移動は、航空機とバスでの移動を予定している。